

# 逗子市災害対策用指定井戸の確保に関する要綱の一部改正に関する 市民意見募集（パブリックコメント）について

## 1 意見募集の趣旨

本市では、災害時における応急給水の確保を目的に「逗子市災害対策用指定井戸の確保に関する要綱」に基づき災害時用指定井戸の登録を進め、指定井戸の所有者等に「維持管理報償金」を交付しています。

本件は、市が独自に行ってきた事業の見直しを行うもので、維持管理報償金の廃止について市民の皆さまからの意見を募集するものです。

## 2 改正内容

平成30年度より、維持管理報償金を廃止します。

【現行】「逗子市災害対策用指定井戸の確保に関する要綱」抜粋

(維持管理報償金の交付)

第6条 市は、指定井戸の所有者等に対し、当該井戸の維持管理に要する経費の一部として、維持管理報償金を交付する。

2 報償金の交付対象は、毎年度4月1日現在の指定井戸とする。

3 報償金の額は、市が実施する水質検査の結果に基づき、飲料水に適していると認められるときは1基につき年額6,000円を、生活用水に適していると認められるときは1基につき年額3,000円とする。

## 3 意見募集期間

平成29年12月18日（月）～平成30年1月22日（月）

## 4 資料の閲覧場所

防災安全課、情報政策課情報公関係、市民交流センター、沼間小学校区コミュニティセンター、小坪小学校区コミュニティセンター、文化プラザホール、逗子アリーナ、高齢者センター、体験学習施設（スマイル）、図書館

## 5 意見の提出方法

任意の様式に「住所・氏名」を記載し、「逗子市災害対策用指定井戸の確保に関する要綱の一部改正に関する市民意見」と明記のうえ、FAX、メール（添付ファイルやURLへの直接リンクは不可）、郵便又は直接防災安全課へご提出ください。

## 6 問合せ先

逗子市経営企画部防災安全課（市役所3階）

〒249-8686 逗子市逗子5-2-16

電話 046(873)1111（内線331）/FAX 046(873)4520

メール bousai@city.zushi.lg.jp